

遠方から TEL 044 (555) 3414 の手紙

1978年2月1日発行 No. 19
松本礼二事務所川崎支所
〒210 川崎市幸区河原町3-218

「新農政」にたいする 「農民最後の防衛戦」を 組織しよう！

—第二次減反政策のもたらすもの

「遠方から」編集委員会

全国の同志の皆さん

「水田利用再編対策」という名の第二次減反政策が、大方の注目を集めることもなく、全国の村々で実施の段階に入ろうとしている。食い逃げ労組の利益のため、前国会で「国鉄」や「健保」の法案を廃案に追い込んだ強力な革新陣営も、農林水産委員会のわずか四回の審議で、この新たな減反政策を見過ごしたのである。こうして、農林省の一片の省議決定（昨年11月）によって、初年度の減反（転作）割当てはすでに市町村への配分を終え、現在、農家各戸への配分の段階にいたっている。

私たちは、この第二次減反政策が、農家・農業のみならず「地方」にとって、ひいてはこの国全体に

とって、大きな影響をもつ政策だと考えるものだ。「低成長経済」を余儀なくされているわが国支配層の、支配と収奪機構の新たな再編の一つが、ここにみられるのである。私たちは、全国のすべての同志が、第二次減反政策に注目し、すみやかに、これにたいする反撃の準備に着手されるよう訴え、以下に私たちの見解を提起する。

1. 第二次減反政策の内容

はじめに、今回の減反政策の内容を、簡単に整理しよう。

水田利用再編対策（52年11月19日農林省省議決定）

1. 実施時期と目標数量

①53年度から10年間の事業で、これを数期にわけ、

第1期はむこう3年間とする。

- ②第1期・米の減産数量目標 年170万t
 - ・転作目標面積 年39万5千ha
 - ・売り渡し申し込み限度数量 840万t
(昭和52年度より40万t減)
- ③目標は期間中固定する。
- ④目標面積の配分は、農林省→都道府県→市町村→農業者の順でおこない、農業者別の配分は市町村長の責任となる。

3. 罰則

- ①転作未達成の都道府県には、次年度の目標面積に未達成相当分を加算する。
- ②予約限度数量に関しても、目標未達成分を、次年度限度数量から差引く。
- ③新規開田が行なわれた場合は、その2倍の面積を、翌年度に加算する。

3. 転作奨励金(10a当り)

- ①「特定作物」(大豆、麦、飼料作物、そば、てん菜)と「永年性作物(果樹その他木本性作物、アスパラガス、チップ)について、基本額5万5千円。
- ②地域ぐるみ転作加算金。基準額1万5千円最高2万円
転作奨励金は以上によって最高で7万5千円。
(従来は最高額6万円—大豆)

4. 地域ぐるみ転作

地域ぐるみの計画的転作を推進するため、集落を最小単位とした区域で、水稻作は農業者全員による水田利用再編計画を策定し、市町村長の認定を受け、市町村長はこれを知事に提出して協議する。

5. 農協管理転作

- ①農協が仲だちとなり、水田所有者から水田の預託をうけ、これを転作を目的とした他の耕作者に貸す。すなわち農協を仲だちとした請負い転作である。
- ②この場合の条件は、三町歩以上の集団転作であること、品種を統一すること、農協へ一元集荷することである。

農林省の希望では、目標転作面積39万5千haのうち、10万ha程を農協管理でさばいてほしいという。

以上を通じて、今回の減反政策の大きな特徴として、次の三つが浮かび上がってくる——。

(1)罰則をともなう転作強制であること。

従来の減反では単純休耕でも奨励金がでたが、今回は一文にもならない。米の生産調整であるとともに、なによりも転作強制なのである。この転作は、麦などの総合自給力の向上のためといわれるが、そこに真のねらいがあるのでないことは、次の点にもはっきりあらわれている。

(2)村あるいは農協を責任者とした管理転作であること。

「地域ぐるみ転作」はいうまでもなく、減反目標の消化についても、最終的に村単位の責任となる。農協の管理転作の場合も、その条件をみるまでもなく、同様である。いずれも、村落の「共同規制」を利用しようとしている。

(3)農業における「土地流動化」の意図が明白であること。

農協の請負い転作をみるまでもなく明らかだが、この点は後にくわしくみることにする。

2. 「米は過剰」か？

「食管は危機」か？

さて、農林省が新しい減反政策の「趣旨」としてあげているのは、第一に、「米の需給を均衡させつつ、農産物の総合的な自給力の向上を図る」ことである。昭和45年度からはじまった第一次減反につづいて、さらに「米べらし」を進めねばならないというのである。「米の過剰」は、政府の主要なキャンペーンであり、いまではほとんど疑われることのない、大前提のごとくに考えられている。農協や地方の市長町長まで、米が余っているという前提のもとに、転作を受け入れるのも仕方ないとしているのである。だがはたしてそうか。

農林省の見通しによれば、53年度の米の潜在生産量は、本年度の40万t増の1,340万t、総需要量は、1,170万t、差引き来年度で170万tの過剰ということになる。そして、累積過剰米は52年度末で450万tに達したという。

しかし考えてみれば、来年度の過剰米は年間需要量の1ヶ月分余にしかすぎない。また累積過剰米といっても、国民の4ヶ月分の需要を満たすにすぎない。農産物の備蓄に関する農家の「歴史的な」常識

からすれば、そら恐ろしいほどわずかの貯えである。わが国家は、国民の主食について、わずか四ヶ月分の貯えしかないのである。

こんなことをいえば、むろんひとは、たくさい「農本主義」や「家産国家論」をもちだしたと、一笑にふするにちがいない。しかし、考えてみれば、「世界平和」の恩恵に十分に浴してきたわが国家と国民は、いつのまにか、蛇口をひねれば米がでてくるかの錯覚におちいつているのである。いいかえれば、米が「農産物」であることを忘れ、あたかも工業製品であるかにみなしているのが、国民の「常識」であり、政府の過剰米キャンペーンもこの錯覚をあてにしている。「世界の工場」、「株式会社」としての日本には関心をもって、日本という「国家」には関心をもたなくなっている今日の政府と国民を、私たちはここにみないわけにはいかない。

それゆえ、「農作物の総合的な自給力の向上を図る」という、今回転作の「趣旨」のインチキさも目にみえている。わが国の食糧自給率が、諸外国にくらべても極端に低いことは、ことわるまでもない。しかしこれは、工業製品のダンピング輸出による諸外国との貿易不均衡を、農産物輸入によって是正しようとしたことから起ったものにほかならない。基本法農政による農業の破壊と高度成長経済の達成は、まさに、農産物自由化の推進と併行しておこなわれたことである。アメリカの余剰小麦の輸入によって、わが国の小麦自給率がゼロにも等しく低下したことを、思いだすまでもないだろう。

だから「総合自給力の向上」のため、今度は麦をつくれといっても、内麦の計画的増産の意図も可能性も、農林省はもっていない。現に麦の輸入はふえつづけ、消費者物価で、小麦粉は米の4分の1にまで下っている。今回転作奨励金で小麦が勧められても、こんな「買支え」がいつまでつづくものか。アメリカ小麦の輸入禁しをすれば、たちまち米の過剰かど解消するという農家の主張には、十分な根拠がある。しかしもとより、政府と工業ブルジョアジーが、麦の輸入規制にふみきれるはずもない。

まして、「円高」によって、工業製品貿易のアンバランスが、一斉にクローズアップされている現状である。むろんこれはたんなる「経済法則」の結果ではない。アメリカをはじめとした先進諸外国の必死の

かけ引にもとづいてもいる。だが、「世界平和」の破綻が死よりもこわい日本の工業ブルジョアジーは、国家としての「総合自給力」への配慮などそっちのけで、農産物輸入の増加に応じないわけにはいかない。これは、工業資本の論理の必然であるとともに、「ナショナリズム」を骨のズイまでぬきとられた、日本のブルジョアジーのビヘビアによるのである。一時期「タカ派」とかいわれた青嵐会の中川農相が、なんの抵抗もなく、農産物輸入の拡大に応じたていらくを思ってもみよう。

それゆえ、「米の需給均衡」「総合的自給力の向上」という転作の趣旨は、実現不可能であり、また政府と財界は本気でそんなことを考えてもいない。私たちは農家の立場で、かつ工業資本の支配に反撃するイデオロギーの立場から、このことをはっきり表明しなければならない。

では、今回の転作のねらいは、どこにあるか。この点で、農林省のキャンペーンは「食管赤字の解消」をうたっている。農家にたいしては、このまま米の過剰がつづけば食管制の廃止だというドーカットがなされている。そして、食管制の事実上の運用者であり食管制のうえになりたっている農協が、一言の低抗もなくこのドーカットに屈した。

ここでもまた、食管制は農家のためにあるという錯覚が、疑われることなくまかりとおっている現実がある。しかしこの制度はもともと、敗戦後の経済の混乱期に、食糧の「安定供給」をはかるためにつくられたものだ。いいかえれば、復興をめざす工業資本に安い労働力を供給するためには、労働力の再生産が安定かつ安価におこなわれる必要があった。政治的安定のためだけでなく、労働者の「食費」の割合をおとすことが、資本の論理からも必要とされたのである。そして戦後食管制は、十分にこの役割りを果たしたといわねばならない。

もちろん、食管制のなりたちに、農業の復興という意図がなかったとはいわない。だが右の事実を忘れて、食管が農家への不当なサービスであり、「食管廃止」を農民をオドスために使うのは、まったく当をえていない。

ここでも、政府は、赤字を理由に食管制を廃止する意図など、まったくもっていないといわねばならない。現在食管制を廃止したら誰が本当に困るかを、

すこしでも考えてみるとよい。この制度はすでに長い間十分に制度として定着している。農政の基軸の一つである。だから、その廃止とは、いまの農政をひっくりかえすことであり、権力の農村支配の支柱をはずすことにほかならない。そして、労働力の再生産のための安価で安定した食糧の供給はくずれ、国民は蛇口から米がでるという錯覚から醒めざるをえないのだ。だから、この結果起こる「大混乱」を誰よりも恐れているのは当の政府であり農林省のほざである。さらに食管制のうえにアグラをかいている（米の流過程の独占）現在の農協である。

逆に、食管制の廃止は農民にとって、本当のところ恐るべきことなのか。外国の例からしても、食管なしには米価は一方向的に低落するしかない、などとはすこしもいえないであろう。農協が独自かつ自在に、米の流通を制御する方法はいくらでも考えられるからだ。それに考えてみれば、食管こそ、これまで長い間にわたって、政府が農業を「買支え」、これによって農民を管理する制度として機能してきたのである。その結果、農民は独立した「生産者」としての自主性や活力、そして本当の意味での抜け目なさを、奪われてしまったのだ。いわば生殺与奪の権を政府ににぎられることによって、他人に頼り上のいいなりになる根性を植えつけられてきたのである。食管の管理体制がはずされてはじめて、農業が「産業」として自立しうするための、必死の活力も抜目なさも、農民のものになるのではあるまいか。食糧なしで国も国民もなりたため以上、農民のかけ引きが不可能のはずはない。農民が、農協や自民党ではない、本当の利益代表——農民の党——をもちうるのもこのときである。逆にいえば、政府も工業資本も、農民のこのような活力と自主性を、真に恐れているのである。

農民が独立の生産者となり、農業を一つの産業として自立させる観点でいえば、まさに食管廃止恐るるに足りずである。政府のドーカツにたいしては、「食管廃止観迎」をもって答えるべきである。

もちろん、ここでつけ加えておくべきことがある。政府が現在とりたてて「食管赤字」をキャンペーンするのは、理由のないことではない。高成長時代ならば、黙っていても増加する国家財政を、つまり工業資本の利潤の一部を、食管につきこむことに、さ

したる困難はなかった。基本法農政にとって、実のところ、食管制は補完的役割りを演じたのである。農業を解体し農業労働力を流出させることの代償として、食管による農業「買支え」があったのだと、先に指摘したとおりである。

しかしいまや、低成長と労働力過剰の時代である。うちつづく不況のなかで切りつめられた資本の利潤を、なによりも独占的に防衛せねばならない。こうした工業利潤の「階級的な」防衛の必要こそ、現在にわかに食管赤字をクローズアップさせたのである。基本法農政による「中核農家」の形成と一般農民の流民化——この形での農業の「自立」が失敗にきした現在、なお農業を買支えつづけることを、工業ブルジョアジーは「重荷」と感じはじめたのである。だから、生産者米価のすえおきと、食管赤字の解消は、今後工業資本の主要なスローガンの一つとなっていこう。こんな経済的不合理をこれ以上許容する余裕を、いまや彼らはもたないのだ。後にあらためて述べるけれど、このような工業資本の「動機」こそ、今回の減反政策を根本で規定しているものである。しかしむろん、くりかえすが、「食管赤字」解消の要求は、食管制の廃止までも意図するものでは決してない。

さて以上を要約しよう。政府も世論も、「米が余っているから」「食管赤字がうなぎ昇りだから」、減反もやむをえないとしているけれども、今回の減反政策は、こんな理由からでてきたのではない。また、「米の需給均衡」や「総合自給力の向上」そして「食管廃止」、という点に、その本当のねらいがあるのではない——こういうことだ。

それでは、第二次減反の真のねらいはどこにあるか。

3. 転作強制による農業構造の再編

第一次減反にくらべて、執拗なまでに「転作強制」に重点をおいているところに、今回の減反の著しい特色がある。そして転作のねらいが「総合自給力の向上」にはないのだから、転作が結果としてもたらずはずの「農業構造の再編」こそ、今回の眼目だといわねばならない。農林省の決定は次のようにいつている——

転作により水田利用の再編成を図るとともに、この場合において農地利用の中核農家への集積とその高度利用を促進することにより、高い生産性を有する農業経営の展開を図り、もって需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造の確立を期するものとする（水田利用再編対策「趣旨」）。

だいたい今回の減反がもたら「転作」であるところに、「農地利用の中核農家への集積とその高度利用を促進する」意図があらわれている。省力化がすすんでいる米作なればこそなりたってきた、兼業零細農の農業にとっては、てまひまのかかる麦づくり等はそもそもが不可能である。不可能であるがゆえに応じきれないのをみこしたうえでの転作強制である。そして、転作をあきらめた水田の受け入れ体制の確立が、まさに、集団転作であり農協管理転作である。「部落の責任」という共同体規制のため、兼業農家といえども転作に水田をさしださぬわけにはいかず、しかもみずから転作しえなるとすれば、集団転作に提供して最高額の奨励金をもらうか、あるいは農協をつうじて請負いにだすほかない。しかも、5反の水田のうち5畝だけ請負いというわけにいかぬ道理で、いきおい、兼業農家そのものの脱農化がすすむ、という読みである。

基本法農政以来の農政を通じて、百万戸ほどの「中核農家」への農地の集中、したがって他の零細兼業農の脱農化が、政策の一貫したねらいだった。しかし、結果は、農業人口の激減はもたらしたものの、農家戸数のめだつた減少はつくりだしえなかった。

（現在5百万戸弱）米作の省力化が兼業に拍車をかけもした。結局、「土地持ち労働者」が増加したばかりで「農民の流動化」は停滞し、ひいては、「高い生産性を有する農業経営の展開」は実現しえなかったといえる。農地の実質流動化の代りに、請負い小作が奨励されもしたが、その進展も思ったほどにはいかない現状である。

それゆえ結局のところ、農地の売買の促進はあきらめ、もっぱら小作・請負い関係を、なんとかして進展させようとするところに、ここ数年の農政の目標がむかわざるをえなかったのである。実際、今回の転作強制だけでなく、数年前から、「地域農政特別対策事業」など2・3の行政的措置をもうけて、兼

業農家からの土地とりあげをはかっている。今回の転作強制は、一片の省議決定であるにもかかわらず「新農政」と呼ばれているという。もしかしたら、土地とりあげを中心にすえた近年の種々の行政をひくくめて、「新農政」と呼称されるのかもしれない。いずれにしても、この「新農政」はその根本を、いうところの「農地利用の中核農家への集積とその高度利用」の促進においているとみてよい。

これに関連して、さらに政府の意図を敷衍するならば、官制の「地域主義」「地方主義」(!!)とも呼ぶべき考え方が、新しく前面にでてきている。今回の転作が、農業者全員による「地域ぐるみ転作」を奨励し、その音頭を役場にとらせるものであることはすでにみた。「地域特対事業」も次のようにうたっている——「地域農業者の創意と自主性によって進められるこの事業は、従来の上からの農政とちがったユニークなもの」であり、「新しい村づくり運動」を展開する、と。

このような「新農政」の意図は、さらに、いわゆる三全総・定住圏構想によって、より広い政策視野の一環にすえられているとみることもできる。新全国総合開発計画は、三次にわたる「手なおし」をうけるたびに、官制地域主義の特徴をおびるようになってきた。高成長と列島改造論の夢破れた時勢の推移に、対応するものであることはいうまでもない。そして現在、定住圏構想では、生産と流通の、「地域内自給体制」の確立までもうたうようになっている。「新農政」との関連でいえば、一方で百万中核農家に土地利用を集積し、「高い生産性を有する農業経営」を自立させる。そして他方、これによって脱農家した4百万戸の「もと農家」の労働力は、高成長期のように都会の流民とするのではなく、地域に定住させて地域経済圏にくみこめというのである。

まさに、いまや猫も杓子も「地域主義」である。そして、「素朴な」発想からする地域主義や故郷賛歌は、右のような官制地域主義に花をそえるコーラス隊の性格を、急速にもつようになっていく。

それというのも、官制地方主義はなにも「失われた人間性」や「故郷喪失」にたいする反省からでてきたものではないからだ。もはや高度成長は望めないという基底的な確認のもとに、この長期不況を利用して新しい産業構造の転換をはかることこそ、政

府・財界の基本的合意事項である。そしてその一環としての「農業生産構造の再編」であり、官制地方主義である。

くりかえしていうように、低成長と不況、そして厳しい国際環境のもとで、資本は、労使の食い逃げ・二大階級の階級的利害を、専守防衛せねばならない。この観点でみたとき、日本の農業——資本の論理外に孤塁を守ってきた最後の「産業」——を、いまのまま、これ以上買支えることは、資本にとってガマンならぬものにみえてきたのである。「食管赤字の解消」がこの意味に必要なことはすでに述べた。さらに、どうしても擬似「工業製品」にはなりえない日本の農業の、「総合的自給力の向上」などに、資本は一片の幻想もっていない。「国際分業」と「世界の平和」は、資本の、戦後一貫した合意事項である。だから、農産物の自由化促進は無限にすすむはずである。それはわが国が今後も、国家というより「世界の工場」として生きようとするための、必然的結果である。

しかしただここで、米だけは例外である。米を中心とした「中核農家」の、「企業農」としての自立を促進するということである——「高い生産性を有する農業経営」「需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造」の確立である。これはむろん、基本法農政以降変らない農政の主眼であった。だがこの点だけは、いままさに本腰を入れて取りくもうとする理由が、現在の工業資本にはあるのだ。百万戸中核農家の経営を自立させ、他の4百万戸を農外に追放し、かくて、食管と補助金で買支えてきた農業の、財政負担の軽減をはかりたいのである。

今回の転作強制のねらいが「農地利用の流動化」におかれているのも、もとをただせば以上の理由による。それは、資本家的に合理的な農政からの要求であるとともに、根本で、低成長下の資本の要請なのである。決して、高成長下の基本法農政と同一にみるわけにはいかない——だから「新農政」である。

それゆえ、公私の「地方主義」の大合唱はどうかあれ、この転作強制だけは、政府が本腰を入れているものとみなすべきである。個々の水田農家にたいする実際の影響はいうまでもない。多くの農家は、過去の第一次減反の経験から、今回もタカをくくっているようだが、彼らが目を醒ます時期はすぐそこ

まできている。それに、地域ぐるみの連帯責任の強制は、村落内部に現実的な不和と割れ目をうみだして進行するはずだ。転作に応じる農家と応じないもの、専業農と兼業農、農協と農業者、そして農家と他の職業の一般住民とのあいだにである。権力者は、口では、「従来の上からの農政とちがったユニークなもの」「新しい村づくり運動」などと、うまいことをいう。だが、現実にもうみだされるのは、村落の共同体的活力どころか、村内部のいがみ合いであり、いがみ合いを通じた、村落の相互扶助精神の最終的な解体である。いいかえれば転作を通じた村落内のいがみ合いによって、農村と地方を最終的に解体する影響を、今日の減反政策はもつはずである。「新しい村づくり」などといっても、村などをほとんど再起不能に解体してきたのが、当の権力だったのである。官制の地方主義などに、私達は一片の幻想ももつことはできない。大体、権力者みずから、地域主義の実現などをまじめに考えてはいないからだ。

4. 4百万農家の ルンペン・プロレタリア化

「猫も杓子も地方主義」と私たちはさき書いた。まさにこの大合唱は、私たちの年来の主張である、「地方党運動——地方の革命」を、一挙にのみこむ勢いである。「元祖」としての私たちが受けとるべき「特別剰余価値」は、すでに平均利潤と化したのか。

けれども冷静に考えるなら、官制の地域主義、そして「新農政」の達成は、きわめて暗いといわねばならない。日本の工業資本や政府は、本当のところこんなところに、将来のビジョンをすえてはいない、とすらいわねばならない。

今回の減反政策では、日本にはすでに「中核農家」しかないみたいに、農地を貸しだし脱農した「もと農家」の行くさきについては、一言半句も触れていない。つまり、後者の4百万戸農家は、すでに「農政」の固有の「対象」ではなくなっているのである。まさに「新農政」である。しかし、高度成長期ならともかく、現在ではこれはとりわけ奇怪なことといわねばならない。

基本法農政から総合農政にいたる時期が、高成長と列島改造の15年間に重なっていたことは、すでに幾度も触れたことである。この時期こそ、農業から

追放された労働力は工業と都会へと吸収されたのであり、またそれが可能だった。だが、高成長経済への復期が望めない現在は、また「失業者百万」の時代である。景気が回復したとしても、労働力がだぶつく時代の特徴は変らない。

これは、「地域経済圏」の場合にはなおさら当てはまる。現に、列島改造論の尖兵として各地に誘致された工場は、棟並み閉鎖におこまれており、工業の地方分散は根底から失敗に終わった。地方農村でも、失業者と、都会からのUターン労働力が、雇用問題を深刻にしているのである。列島改造が可能であるとしてはじめて、地域経済圏の自立などもまじめに語ることができる。だが事實は、列島改造論こそ、日本の工業ブルジョアジー最後のバイタリティーだったのである。いずれにしても、福田首相のいう「薄日のさす状態」が今後も担当長期にわたるというのが、現在の財界・政府の一致した腹づもりである。

だとすれば、農林省がいまになって本腰を入れて、「新農政」の埒外に追放しようとする農業人口は、いったいどこへいくのか。すでに農村の若い労働力が、事実上農外にでてしまっている現状では、兼業零細農のこれ以上の脱農のみこみは、きわめて暗い。「新農政」のこうした背景をみると、私たちは新農政の由来がきわめて奇怪なものと思わざるをえない。4百万戸の農家のゆくえについては、三全総とか定住圏構想とかの総合計画の作文に、ゲタをあづけたものとしかしいようもない。「長期みとおしがない」というのは、農政批判のきまり文句だが、たしかに、農業の現状を総合的に勘案した長期みとおしなど、捨てたうえでの新農政である。

だから、新農政の唯一の由来、動機としていえることは、工業資本の利益防衛のために、いまや農業をまるごと買支えることが重荷となった——これにつきるのだ。工業資本がその構造再編のために農業を犠牲にするという図式は、今回もまた見事になりたっているのである。たんに「円高」回避のため農産物輸入を拡大するといった、表層のことにつきるのではない。工業の再編のために、農業の「生産構造」を再編しようとするのである。今回の転作強制はその尖兵の一つ、前後のみさかいもない、農業、農村の解体再編策を意味している。

「前後のみさかいもない」と、私たちはいま述べ

た。では、農政の狭い枠をはなれて、国家の政策と政治のレベルでみたとき、その「前後のみさかい」とはなんであろう。「新農政」の外に追放する農家と農村を、いまの支配体制はどうしようとするのか。

高成長や列島改造の未来がもはや望めないことは、すでにくりかえし指摘した。そしてこの望みをあきらめたここ数年間、つまり田中内閣の崩壊以降、にわかに保守からも革新からも等しくクローズアップされてきたのが、かの「福祉社会」の未来図なのである。

この「福祉社会」とはどのようなものか——私たちはこれまでことあるたびに、この社会の性格に注意を喚起してきた。図式的にいうなら、この社会は、大企業・大労組の二大食い逃げ階級・労資アベック体制が、支配者の位置にある社会である。これは福祉社会の階級構造だが、政治的には、まさに保・革・中道の既成政党が、コップの中の嵐を演じながら、食い逃げ階級の利害を代表すべき基本的な合意を維持している。そして他方、政治・経済の意志決定をしようこれら少数者の外に、大多数の民衆が存在する。民衆はいまでは、昔風に「労働者」とか「農民」とか、階級的に規定することはできない。労働者といっても、一部の企業・官公労の組合には属せない、非組織労働者である。農民といっても、経済的精神的に専業農家といえるのはごく少数にすぎない。要するに、「大多数民衆」というしかないような、組織されず階級意識をもたない人々の存在である。通常、市民とか住民とか呼ばれざるをえないのである。

さて、右のような社会の、階級的政治的構造は、別にムツカシイことではなく、私たちが日常よく見知っている事実を、図式的に整理したにすぎない。またこの国が、高度成長の15年のなかで、徐々に生みだしてきた構造であり、時代の転換期に際して、「福祉社会」の名で呼ばれはじめたことなのである。

したがってまた、この体制のもとでは、労資アベックの支配のもとに、一般民衆はみずからの組織を通じて、くりこまれているのではない。しかし、かといって、昔風に、警察権力（支配階級の暴力装置）が直接に民衆をおさえつけているのでもない。組織を通じた支配は高成長期を通じて崩れ、また権力支配をしきうるほど現在のブルジョアは威勢がない。

だから結局、支配と民衆の関係を、「福祉」と呼ぶ政策が結ぶのである。つまり、労資の二大階級がその利潤の一部を、「自治体」を通じて民衆に配分する仕方が福祉である。

実際、工業利潤が切りつめられてき、その利益独占が露骨にみえはじめるとともに、労資双方から一斉に、「社会的不平等」や「弱者」の存在と、彼らへの「社会的責任」が唱えられはじめた。総評のいう「弱者救済」である。この世には二大階級という「強者」があり、他方多数民衆がその外に「弱者」として存在しているという、この社会の構造を、右の事実は雄弁に物語っている。分配の不平等のもとにおかれた弱者に、利潤の一部を配分し、不満はあっても暴動にはいたらねようとするところに、福祉の支配機構としての性格がある。

だから、「福祉」といっても、現代では老人子供や不具者を対象とした奇妙な施しなのではない。民衆がみずからを組織せず、誰か味方か敵かを弁別しえぬままに、支配につなぎとめる政策が、一般に福祉と呼ばれる。必ずしも、明日の糧もない状態に民衆をおく必要などはないわけである。

けれども裏をかえせば、福祉という名の支配のもとにおかれた民衆とは、もはや「労働者」でも「農民」でもなく、本質的に「ルンペン・プロレタリア」の境涯におかれた者だといわねばならない。そして、工業化の嵐が去った時点でふりかえるなら、農民こそ、まさに典型的かつ先駆的に、このルンペロの状態におとしいられた者だといわれないわけにはいかない。テレビと電気冷蔵庫をもつからルンペロでないのではない。産業としての農業には、すこしの希望もやる気ももちえず、都会に流れ出ても、組織労働者にしめだされたところで、将来性もなく働く以外にない。これが「農民」であるはずがない。また、「土地持労働者」などといわれても、かの組織された労働者階級（プロレタリアート）の仲間入りをしたのではない。自立した産業の担い手という自覚と自信をもてなくなったとき、そして生活本能から誰か敵かを見分けられなくなったとき、ひとは大金をふところに入れていても、根性からしてルンペン・プロレタリアなのである。そして、農民だけではない。大都会の住民、市民とは、その大部分が、このようなプロレタリアの「もと農民」ではないのか。

すでに総合農政の時期に、農業経済学者の大内力氏が、中核農家以外の農家は「農政」の対象ではなく「厚政」の対象だ、といった。今回の減反政策が、中核農家以外の農家のゆくえについて、一言半句もふれていないのも、大内氏流にあって「農政の対象」から完全に見はなしているからにはかならない。そして脱農農家の追放されるさきは、「厚政」すなわち広い意味での「福祉政策」の対象であり、まさにルンペンプロレタリアの道なのである。資本家的に間尺にあわない農業を、これ以上補助金で買支えるより、財政投融资や公共投資で土方の働き口を増やした方が安あがりであり、景気の維持にも役立つ。まがりなりにも独自の「産業」である農業を買支えるより、「企業農」を自活させ、他の農家には福祉を施した方が、安あがりについているのだ。

さて私たちのみるところ、以上のように、大多数の農民をルンペロの身分に変えることが、「新農政」の未来図である。いや、「世界の工場」と「福祉社会」日本の未来図である。未来図といっても遠い将来のことではない。すでに私たちはかかる未来に片足をつっこんでいるのである。民衆の大多数は、そこでは「労働者」でも「農業者」でもない。自分で自分のことが「わけのわからない」存在であり、したがってお互いに団結することも、味方と敵の区別を弁別することもできない。そして結果としては、知らず知らず、ひとにぎりの労資アベック体制の支配がこの社会に貫徹する。

こうした「福祉社会」こそ、「地方主義」の提唱にもかかわらず、根本で地方主義を不可能にするものである。なぜなら、農業こそ一定の土地を限って占有し、そこに歴史を積み重ね、風土をかたちづくってきたのである。「地方」とはこのような風土のうえにこそ、地方であり村である。ところが、資本の論理は「世界」の論理であって、そこからは土地や風土の論理はでてこない。まさに高度成長の15年、資本はこのようにして、農業と地方を解体してきたのである。その結果としての現在、あらためて「定住圏構想」とか「新しい村づくり運動」とかいても、そんなものは地方主義に値しない。くりかえすが、列島全域を工場にしようという列島改造論は、田中内閣とともに潰えた。だとすれば、官制地方主

義の地方とは、工業からも農業からも追放された
ルンペンプロレタリアの、吹きだまりでしかありえ
ない。大都会の流民を全国に散らすことしか意味し
ない。

資本の論理はもともと「世界」の論理であるから、
それはまた一定の地域を限って「国土」となすとい
う論理をもともともっていない。そして日本のブル
ジョアほど、伝統的に、資本のコスモポリタニズム
に骨のズイまで染まっている者もない。私たちはさ
きに、「総合的自給力の向上を図る」という、第2次
減反の「趣旨」をみた。しかし、日本のブルジョア
が、自給力の向上を図りえないことは、国家の食糧
についていえるだけではない。エネルギーも資源も、

根本のところ「国際分業」に頼っているのが彼らで
ある。国家としての日本が、どのようにあやうい基
礎のうえにあるかは、さきの石油ショックが如実に
物語ったとうりである。だからこそ、日本のブルジ
ョアの精神は、一にも二にも「世界平和」の現状維
持だというのである。

けれども、食糧も資源もエネルギーも、外国に頼
って、ただ「工場」「株式会社」にすぎない国家とは、
そもそも国の名に値しまい。しかもこの国家内部で、
民衆はみずから団結すること——ナショナルであ
れインターナショナルであれ——をしえない状況に、
ますますおかれようとしているのである。日本型の
福祉社会とは、また、いかなる意味でもナシヨナ
リズムを欠いた社会である。

5. おしなべての農業解体

さて、「新農政」の背景を以上のように考えるなら、
今回の減反が農家におよぼす現実の影響を、私たち
はすこしも過小評価することはできない。一口にい
って、工業資本の支配にたいして、農民は「最後の
防衛戦」の局面にたたされている。

実際、「新農政」のねらいが底深いものだけに、第
二次減反の目標実現すら、多くの困難と農民の抵抗
にあうことが予想される。基本法農政の15年をもっ
てしても「土地持ち労働者」の土地への執着をたち切
ることはできなかった。今回の転作強制も、どれだ
け「土地利用の流動化」を実現しうるみこみがある
か。多くの農民は「逃げ道」をさがすだろう——実
際米の独自の流通ルートを拡大することも、できな

いことではない。「減反には応じない」とはつきり
宣言している農家も、また多い。こうした困難を克
服する為の農協の管理転作といっても、まったく「
農事」にうとくなっているいまの農協に、なにがで
きるか。この点は、役場や普及員とて同じこと、転
作の実際指導などできるわけがない。また、今年度
に転作を試みたところで、その将来性にはなんの
保障もない。奨励金が呼び水にならなくなったとき、
農家はどのようにふるまうか。

転作強制のひこおこすこうした摩擦は、あげて村
落内部の不和を亀裂の拡大として結果する。この不
和にもかかわらず、農林省のいうとおり強引に、他
人の土地を借り集めうる「中核農家」は、はたして
どのくらいあるか。まして、工業化と都市化の波が
ピークを過ぎ、過剰労働力の停滞の時代である。基
本法農政ができなかったことが、現在ならできると
いう理由はなにもなく、まったく逆である。

だとすれば、「中核農家への土地利用の集積」は、
転作の強制以上に、実現のみとおしのないことに思
える。中核農家による「高い生産性を有する農業経
営」の確立は、今回もまた一片の作文に終る可能性
は大きい。当の中核農家にとっても、今回もまた、
一片の作文に踊らされるだけの結果になるはずであ
る。

けれども、以上を通じて、転作強制が農家と村落
にもたらす混乱や対立の影響だけは残る。兼業と専
業とを問わず、農民がますます「やる気をなくす」
ことだけは、確実に起こるのである。だから結局の
ところ、新農政が言外にねらっているのも、このよ
うな、農業と農村の最終的な解体ということではあ
るまいか。農民をおしなべて、「農業者」からルンペ
ンプロレタリアに転化させるのである。さきに私た
ちは、福祉社会における「もと農民」のルンプロ化
について述べた。その際に一応留保しておいた「中
核農家」についても、近い将来に同じ結論を下せる
可能性は大きいのだ。それに村という風土の解体の
うえに、中核農家の企業農だけが生き残りうるなど
という展望は、真に途方もないことである。それゆ
え、結果は、おしなべての農業と農村の解体であり、
だからこそ、第二次減反は農民を「最後の防衛戦」
の局面に追いこむというのである。

だから、裏を返せば、農民は、専業も兼業もとも

に、転作強制のもたらす苦勞と、村落内の摩擦とを逆手にとって、いまこそ、最後の防衛戦を戦う以外にない。なんともいうように、今回の転作はむきだしの工業資本の利益防衛にもとづいている。「米の過剰」とか「食管赤字」とかでおどかされても、農民がこれ以上脱農化する動機は、農民自身には実はないはずである。労働力のダブつく時代では、高成長期のように、たんなる収入の多寡で脱農することはないのだ。若者もふくめて、帰農する者が増えはじめているのも事実なのである。

だから、今回の転作強制は、考えてみれば純粹に農業にたいする「外部」からの強制である。「経済外的な強制」である。第二次減反が農家と農村にもたらす苦勞や混乱のよってきたところは、純粹に農家の外にあるのであり、ここにこそ、農民が「最後の防衛戦」を戦いやる根拠がある。一口にいえば、個々の農家が、村落で共同して、「転作には応じない」という態度をつらぬけばよいのである。それで損をすることは、農家にはほとんどない。

たしかに実際には、「米の過剰」と「食管赤字」のキャンペーンが、一般市民だけでなく、役場や農協までに浸透している。「農協でパンは売らない」などというコソクな対応しかとらぬことで、農協は戦わずして政府のまえに屈した。しかしこうした状況は、農民の「最後の防衛戦」にとって、不利なことばかりではない。農民はみずからの敵が、たんにかなたの政府や自民党だけでなく、身近なところにも存在することに気づくであろう。気づくことによって、農民の戦いは、本ものの「防衛戦」に飛躍するであろう。

私たちは、地方の同志の皆さんに、農民であろうとなかろうと、この防衛戦のために、各地で協働することを訴える。農民の防衛戦を、工業資本の支配と民衆のルンプロ化にたいする総反撃の、突破口としよう。

6. 何から始めるべきか

「転作には応じない」を合言葉に！

今回の転作強制にたいしては、一切の「条件闘争」は不可である。奨励金の割増、他の名目による補助金の導入、転作割当ての軽減、転作の他人への転化、連帯責任による割当ての消化、農協への預託……等

々、転作に応じることを前提とする一切の対応は、政府の思うツボである。

政府の思うツボにはまらないため、ていねいな説明で、「米の過剰」や「食管赤字」の悪宣伝の影響を、農民からとりのぞくことだ。転作に応じないことで農家は損をしないし、政府以外に迷惑をかける者は誰もいないことを、納得させねばならない。

まず「調査」せよ！

第二次減反は、現在村落内の各個配分の段階にきている。なによりもこの配分の実態について調査せよ。各農家はどうか、役場や農協はどうか。配分をめぐるどのような不和と対立が発生しているか。

たとえば茨城県のある町では、割当の95haをそっくり、新規に開田した農家におしつけて処理しようという意見がでてきている。茨城県では、52年度の水田休耕(第一次減反による)面積が1万4千haにたいして、新規開田(陸田)が千6百haもあった。陸田を開田した農家はその分水田の転作に応じろというのが、この町の理屈である。また、埼玉県東部の17市町村は、農業用水路の整備など、「転作にあたっては県内他地域より手厚い対策をとること」を県に認めさせ、1月11日やっと市町村割当てを受け入れた。

このように、転作の配分過程には、良くも悪くも、現在の農民と農業のあり様が、露呈されるはずである。これを調査することによって、いくつかの典型的パターンを全国的に抽出し、転作が農業と村落におよぼす影響をはっきりさせよう。この調査によって、転作にたいする戦い方も、明瞭に具体化される。ここで調査とは、むろん、「転作に応じるな」という私たちの説得にたいする、農民の回答をも意味するものである。

来年度の作付け期を目標に！

今年度の転作は初年度であり、また多くの農民はタカをくくつてもいるであろう。政府が本当に転作強制に本腰を入れていることに、農民が気づくのは、今年度末消化分が罰則として上乘せされる来年度であろう。だから、本年度の転作実施過程に介入し、工作し調査しよう。そして来年こそは、転作拒否の行動に移るときである。

転作拒否の連合戦線を！

県内外で、来年度はじめを目標として、転作拒否の連合戦線をつくろう。とりわけ、転作拒否の工作者は、全国的に連合しよう。既成政党に頼るのは一切不可である。原則として、既成の農業組織（農協から農政連、農民組合を含めて）に頼ることも一切不可である。そして来春はときあたかも統一地方選挙である。転作拒否を最大の焦点として、政治戦線を張る絶好の機会だ。

私たちは前回の統一地方選以降、地方党運動の推進のため、全国的な連絡と工作をつみ重ねてきた。そして当然、この活動は当面、第二次減反問題とこれに関連しての統一地方選に、焦点を合わせるよう決意している。全国の同志の皆さんの協力を切に希望し、また、転作拒否の力を結集するために最大限の助力をおしまないつもりでいる。